



佐野市告示第 221 号

指定居宅介護支援事業所の廃止

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から指定居宅介護支援の事業の廃止の届出があったので、同法第85条及び佐野市指定居宅介護支援事業所の指定等に関する規則第6条の規定により、次のとおり告示します。

平成30年9月28日

佐野市長 岡部正英

介護保険 事業所番号	事業者の名称及び 代表者の氏名	指定居宅介護支援事業所		廃止年月日	サービスの 種類
		名称	所在地		
0970401196	株式会社匠コー ポレーション 代表取締役 小平 昌利	介護の匠	佐野市船越町 2622 番地 3	平成 30 年 9 月 30 日	居宅介護支援